

# 福岡都市圏南部環境事業組合職員の給与に 関する条例

〔平成18年5月1日〕  
〔条例第8号〕

## （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合の一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （職員の給与）

第2条 職員の給与については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、任命された職員が属していた従前の団体の職員の例による。

## （臨時的任用職員等の給与）

第3条 前条の規定にかかわらず、臨時的任用職員等の給与については、管理者が別に定める。

## （委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。